

教育長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関

人事委員会事務局

監査委員事務局

警察本部長並びに警察本部及び警察署

労働委員会事務局

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年岩手県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、知事の権限に属する事務で<u>教育長、警察本部長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関、人事委員会事務局、監査委員事務局、警察本部及び警察署並びに労働委員会事務局の職員に補助執行させるもの</u>の範囲並びに当該補助執行に係る事務の代決及び専決に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>教育長及び教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務</u>)</p> <p>第4条 教育委員会の所掌に係る事務に関し、<u>教育長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 <u>教育長及び教育委員会の事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、知事の権限に属する事務で警察本部長並びに教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関、人事委員会事務局、監査委員事務局、警察本部及び警察署並びに労働委員会事務局の職員に補助執行させるもの<u>の範囲並びに当該補助執行に係る事務の代決及び専決に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(<u>教育委員会の事務局等の職員に補助執行させる事務</u>)</p> <p>第4条 教育委員会の所掌に係る事務に関し、教育委員会の事務局及びその所管に属する教育機関の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 教育委員会の事務局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）に関すること。</u></p> <p>(2) <u>地教行法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p>

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

3 [略]

4 前3項に掲げる事務について、教育長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 歳出予算案の調整に関すること。

(2) 軽易な規則及び訓令の改廃に関すること。

(3) 公益認定等審議会に対する諮問に関すること。

(4) 公益認定等に係る申請に対する処分及び不利益処分に関すること。

5 第1項第1号及び第2号並びに第2項（第5号から第13号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) 第12号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

3 [略]

4 前3項の規定による補助執行に当たっては、必要に応じ、教育長と協議するものとする。

(1) 総合教育会議の議事録の作成に関すること。

(2) 歳出予算案の調整に関すること。

(3) 軽易な規則及び訓令の改廃に関すること。

(4) 公益認定等審議会に対する諮問に関すること。

(5) 公益認定等に係る申請に対する処分及び不利益処分に関すること。

5 第1項及び第2項（第2号及び第7号から第15号までに限る。）に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 総合教育会議の議事録の作成に関すること。

(2) 歳出予算案の調整に関すること。

(3) 軽易な規則及び訓令の改廃に関すること。

(4) 公益認定等審議会に対する諮問に関すること。

(5) 公益認定等に係る申請に対する処分及び不利益処分に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(21) [略]

(22) 第17号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円以上の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(18) [略]

(19) [略]

6 [略]

7 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第5号から第13号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局の学校教育室長及び総括課長(学校教育室長又は総括課長が直接事務を担当する場合に限る。)、課長並びに担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

8 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第5号から第13号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 第5項第12号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(3)～(10) [略]

(11) 第2号及び第5項第13号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(12)～(17) [略]

9 第2項第1号及び第2号に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室企画課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 第4項第3号及び第4号に規定する以外の一般社団法人及び一般財団法人に関すること。

10 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第5号から第13号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室学校施設課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

11 第1項第2号及び第2項(第5号から第13号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室営繕担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

12 [略]

13 第1項第1号及び第2項第12号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化課文化担当課長の専決できる事

(23) [略]

(24) [略]

6 [略]

7 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第7号から第15号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局の学校教育室長及び総括課長(学校教育室長又は総括課長が直接事務を担当する場合に限る。)、課長並びに担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

8 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第7号から第15号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室予算財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 第5項第17号に規定する以外の国庫支出金に関すること。

(3)～(10) [略]

(11) 第2号及び第5項第18号に規定する以外の1件の金額1億5,000万円未満の債権の発生の原因となる契約の締結その他の行為をすること。

(12)～(17) [略]

9 第2項第1号から第4号までに掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室企画課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 大綱の公表に関すること。

(2) 総合教育会議の議事録の公表に関すること。

(3) [略]

(4) 第5項第4号及び第5号に規定する以外の一般社団法人及び一般財団法人に関すること。

10 第1項第1号及び第2号並びに第2項(第7号から第15号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室学校施設課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

11 第1項第2号及び第2項(第7号から第15号までに限る。)に掲げる事務について、教育委員会事務局教育企画室営繕担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

12 [略]

13 第1項第1号及び第2項第14号に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化課文化担当課長の専決できる事

<p>項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>14 <u>第2項第13号</u>に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化課世界遺産担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>15 <u>第2項第5号から第11号</u>までに掲げる事務について、教育委員会事務局スポーツ健康課施設・学校健康担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>16 第1項第2号並びに<u>第2項第3号及び第4号</u>に掲げる事務について、教育委員会事務局教職員課厚生福利担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>17・18 [略]</p> <p>19 第1項第2号並びに<u>第2項第5号から第10号</u>まで及び<u>第12号</u>に掲げる事務について、教育長が指定する職員は、次の事項のうちあらかじめ<u>教育長</u>が指定したものを専決することができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>14 <u>第2項第15号</u>に掲げる事務について、教育委員会事務局生涯学習文化課世界遺産担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>15 <u>第2項第7号から第13号</u>までに掲げる事務について、教育委員会事務局スポーツ健康課施設・学校健康担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>16 第1項第2号並びに<u>第2項第5号及び第6号</u>に掲げる事務について、教育委員会事務局教職員課厚生福利担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>17・18 [略]</p> <p>19 第1項第2号並びに<u>第2項第7号から第12号</u>まで及び<u>第14号</u>に掲げる事務について、教育長が指定する職員は、次の事項のうちあらかじめ<u>教育委員会事務局教育企画室長</u>が指定したものを専決することができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合においては、この訓令による改正後の知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（以下「改正後の訓令」という。）第1条並びに第4条第1項、第4項、第5項（第2号から第5号までに限る。）及び第9項（第4号に限る。）の規定は適用せず、この訓令による改正前の知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程第1条並びに第4条第1項、第4項及び第9項（第2号に限る。）の規定は、なおその効力を有する。
- 前項の場合における改正後の訓令第4条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「教育委員会」とあるのは、「教育長及び教育委員会」とする。